

児童発達支援事業所「パレット」 について

横浜市東部地域療育センター



お子さんへ

- 少人数のグループ活動と、わかりやすい環境設定の中で、お子さんが見通しをもって安心して過ごせる場を提供します。
- 職員やお友達との関わり方や、集団生活におけるルールを学び、「できた!」「わかった!」と達成感を得ることを積み重ねながら、自信をもって活動に参加していくことを支援します。

その結果、

現在、そして将来一人ひとりが社会の中で自信をもって生活できることを目指します。

保護者の方へ

- お子さんへの理解を深めることにより、家庭生活や地域生活でのかかわりの工夫を考える場を提供します。
- 懇談会を通じて、保護者同士の話し合いや情報交換もおこなっていきます。

場 所

- 鶴見区鶴見中央5-4-10 2階
(ベルロードつるみ沿い)
(1階は鶴見循環器クリニック)

J R 鶴見駅～徒歩7分
京急鶴見駅～徒歩5分



- 診療や心理評価などは、今まで通り、東部地域療育センターで行います。

クラス編成

■週1日クラス(月5日)■

- 1クラスの人数は6人。担任は2～3人。
- スタッフは管理責任者、保育士、児童指導員、ソーシャルワーカーがいます。
- 6クラス(定員36人)。**火・水・木**のいずれか。

9時30分～12時(療育時間は120分)

※パレットと同日に他の事業所の利用はできません。

※月曜日は、パレット職員による幼稚園、保育所の巡回訪問日になります。また、保護者向け勉強会(年6回程度)を行います。

クラス編成

■隔週クラス(月2日)■

- 1クラスの人数は6人。担任は2～3人。
- スタッフは管理責任者、保育士、児童指導員、ソーシャルワーカーがいます。
- 4クラス(定員24人)。**金曜日**。

9時30分～12時(療育時間は120分)

※パレットと同日に他の事業所の利用はできません。

※月曜日は、パレット職員による幼稚園、保育所の巡回訪問日になります。また、保護者向け勉強会(年6回程度)を行います。

幼稚園・保育所巡回とは

- パレット職員が、お子さんの通っている幼稚園、保育所に訪問します。
- お子さんの様子を見せていただき、お子さんの課題を確認したり、療育プログラムの参考にします。
- 園の先生と情報交換を行い、プログラムで有効だった支援方法などを伝達します。
- 契約期間内に1回以上実施します。

療育の予定

- 集団療育

令和6年4月～令和7年3月まで

- 夏期休暇、冬期休暇があります。
- 各曜日の療育日数は
週1日クラスは年間約40日前後
隔週クラスは年間約20日前後の見込みです。
- 個人面談期間は、集団療育は行いません。

スケジュールの例

9:30	来所・支度
9:40	始めの集まり
10:00	活動1（集団でルール遊び）
10:30	活動2（小グループ活動や個別課題など）
11:00	おやつ
11:20	帰りの集まり
11:40	退室

療育の内容

- ルールのある遊び、共同活動、話し合いなどの集団プログラム
- 社会性ルールの学びなど、個別課題のプログラム
- 制作など道具を使うプログラム
- 活動を通じて要求や報告、発表をする経験
- その他、クラスに合わせたプログラムを検討していきます。
- お子さんの療育の目的とするため、一人ひとりに個別支援計画書を作成します。

クラスの設定



クラスの設定



活動 サーキット



活動 箱積みゲーム



社会性ルール学び



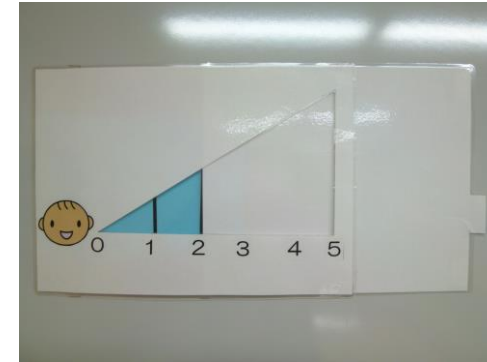
集団生活のルール



声のボリューム表①



声のボリューム表②

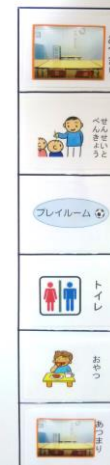


手順書を見ながら（制作）



1日のスケジュール

きょうのよてい



おやつのかつけ 手順書



社会的場面とせりふ



どんな気持ち？



おやつの設定



おやつの時間

- 市販のお菓子と飲み物を提供します。
- コミュニケーション練習の活動です。
(お菓子や飲み物を要求する、おかわりを適切に伝える)
- 準備や片付けを自分で行います。
- テーブルを拭く、お盆にのせて運ぶなど、
家庭でのお手伝いや園や学校生活の習慣につながるように。

保護者向けプログラム

- 保育参観
- 勉強会
- 懇談会
- 個人面談

***保護者向けプログラムは、お子さんの療育と
並行して別室で開催します。**

***弟妹は、できるだけ預けてきてください。
どうしても困難な場合はご一報ください。**

令和5年度保護者プログラム（1学期）

時期	保育参観	懇談会・面談	勉強会
4月	保育参観①		・活動内容とねらいについて (パレット)
5月	保育参観②		・自閉症および周辺の子どもの特性と 理解(心理1) 【月曜・東部センター】 ・就学説明会①(市教育委員会/ 特別支援教育総合センター主催)
6月		・個人面談1	・生活リズムについて(パレット)
7月	保育参観③		・福祉制度・社会資源について (ソーシャルワーカー) ・子どもの行動と感覚について (作業療法士)【月曜・東部センター】
8月		・家庭での 取り組み発表会	

令和5年度保護者プログラム（2学期）

時期	保育参観	懇談会・面談	勉強会
9月			・子どもの行動を考える(心理3) 【月曜・オンライン】 ・子どもについてまとめてみよう①② (パレット) ・就学説明会② (ソーシャルワーカー)
10月		・個人面談2	・先輩保護者による講演会(パレット) ・ことばの視点から発達を考える (言語聴覚士) 【月曜・東部センター】
11月			
12月	保育参観④		

令和5年度保護者プログラム（3学期）

時期	保育参観	懇談会・面談	勉強会
1月			・家庭や学校における支援について (心理3)【月曜・東部センター】 ・子どもについてまとめてみよう③ (パレット)
2月		・個人面談3	
3月		・1年の振り返り と感想	・小学校へ子どものことをどう話すか (ソーシャルワーカー) 【月曜・パレット】

「利用希望確認書」を出してください
締切 10月25日（水）

週1回クラス、隔週クラス、それぞれ定員があります。
定員を超えた場合は、療育センター会議で利用者を決定します。決定に関することへのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

パレットに通えなかった場合も、療育センターでの診療やご相談をご利用いただけます。ご相談がある場合はソーシャルワーカーにご連絡ください。

児童発達支援事業所の利用をパレットを含め、4か所以上の方は、優先順位が下がる場合があります。

「パレット」利用が決まったら

- パレットは、児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」です。
⇒ “障害児通所受給者証”が必要となります。
- “受給者証”は区役所が発行します。そのための申請手続きは12月25・26日にパレットで行います。
⇒ 個別に区役所に行く必要はありません
⇒ すでに受給者証を持って事業所に通われている方も、来年度の手続きはここでを行います
- 利用料は、「幼児教育・保育の無償化」の対象となります。
⇒ 利用料はかかりません

**「パレット」以外の
療育センターの利用について**

福祉相談室

相談は地区の担当
ワーカーが担当し
ます

パレットと情報を
共有していきます

診療 など

診療関係は、東神奈川の
東部地域療育センターで
おこないます

引き続き健康保険の適用
となります

パレット利用を希望される方は、

10月25日（水）までに

「利用希望確認書」をGoogleフォーム

から申込み もしくは **郵送** にてご提出ください

おつかれさまでした

